

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 株式会社ファンドクリエーション 外1名

## 第 2 準 備 書 面

平成27年2月13日

静岡地方裁判所 沼津支部民事部1A係 御 中

被告株式会社ファンドクリエーション

訴訟代理人

弁護士 堀 鏝 公 良



第1. 原告の準備書面(2)の「第2.3被告ファンドクリエーションの責任について」の認否及び反論

1. 第一文のうち、甲第2号証1ないし3の目論見書が作成された当時、被告株式会社ファンドクリエーションがFCインベストメント・リミテッドの発行済株式全部を保有していたことは認め、その余は否認ないし争う。
2. 「①」のうち、FCインベストメント・リミテッドがケイマン諸島の会社法に基づいて設立された法人であることは認め、その余は否認する。
3. (1)「②」のうち、FCインベストメント・リミテッドの本店所在地が私書箱であることは認め、その余は否認する。  
(2) 甲第2号証1の目論見書8頁「④ファンドの投資対象である本件社債の

概要」の部分には「完全な本件社債の要項の写しは、管理会社の事務所にて閲覧に供されており、有償で写しを入手することもできます。」との記載があり、請求目論見書 1 1 頁「(ii) 受益者に対する開示」の部分には「入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。」との記載はあるが、事業所がないとか、従業員を雇用していないなどという記載は全くない。

なお、甲第 2 号証 1 の目論見書 1 1 頁に「本件社債発行会社は従業員を雇用しません。本件社債発行会社の一定の事務は、本件社債発行会社とメイプルズ・ファイナンス・ジャージー・リミテッドとの間の事務委任契約に基づき、同社により行われます。」との記載があるので、原告は、この記載に基づいて事務所がないとか、従業員を雇用していない、などと主張したものと推認するが、この記載は社債発行会社であるレジット・アルファ・インクに関する記載であり、管理会社である F C インベストメント・リミテッドに関する記載ではない。

4. (1) 「③」のうち、原告が「実質的な実施的業務」という文言をいかなる意味で使用しているのか理解しかねるので、認否を保留する。

(2) F C インベストメント・リミテッドは、HSBC トラスティーリミテッドとの間の 2003 年 10 月 2 日付信託証書により本件ファンドを組成し、管理会社として、募集期間中に受益証券の発行により集めた資金をレジット・アルファ・インクが発行する社債に投資するほか、被告藍澤證券株式会社との間で代行協会員契約および販売・買戻契約を締結しており、前記のとおり社債の要項及び会計帳簿等を保管している。

このように、本件ファンドにおいて F C インベストメント・リミテッドが果たしている役割だけでも実体のない法人とは言い難いのである。

なお、F C インベストメント・リミテッドは、レジット不動産証券投資信託の管理会社であるだけでなく、2014 年 12 月末現在、フェイム-アイザワトラスベトナムファンドなど、ケイマン籍契約型投資信託の 10 ファンドの管理会社でもある。

5. 「④」のうち、「管理会社の代表として」との部分を否認し、その余は認める。  
被告株式会社ファンドクリエーションは、レジット・アルファ・インクの投資アドバイザーであり、同被告の取締役である訴外宮本は、当該ファンドの構成及び運用状況についての知識と情報を有し、原告に対する説明担当者として適任であったことから、説明会に出席したにすぎない。  
なお、請求原因「第6.7」においても、原告は、訴外宮本が管理会社の代表として説明に応じた旨の主張をしておらず、訴外宮本が管理会社を代表して説明に応じたと断定する根拠もない。
6. 「⑤」の第一文は否認し、第二文のうち、目論見書に原告が引用している記載があることは認め、その余は否認する。  
被告株式会社ファンドクリエーションは、レジット・アルファ・インクの投資アドバイザーとして助言する立場であり、このことは、原告が引用している記載から明らかであるばかりでなく、目論見書28頁から29頁にかけての「株式会社ファンドクリエーションは、投資政策委員会での決定に基づき、レジット・アルファ東京支店の投資に係る全体的ポートフォリオ構成、キャッシュフロー、リスク・リターンを総合的に勘案して、営業者の選定や各営業者への当初出資額の金額につき、レジット・アルファに助言します。」との記載からも明らかである。  
即ち、原告が主張するように「投資方針の策定、資産の評価、ファンドのリスク管理など実施的な管理業務を全て行っている。」と断定する根拠は全くないのである。  
また、原告が引用している記載のとおり「被告株式会社ファンドクリエーションの提供する助言の内容・質がファンドの収益につき大きな影響を与えることになる」ことは否定できないところであるが、そのことがFCインベストメント・リミテッドの法人格を否認する根拠にはならないのであり、原告の主張には論理の飛躍がある。

7. 「⑥」のうち、甲第2号証1の目論見書作成当時、被告株式会社ファンドクリエーションがFCインベストメント・リミテッドの発行済株式全部を保有していたことは認め、その余は否認する。

前記のとおり被告株式会社ファンドクリエーションは、レジット・アルファ・インクの投資アドバイザーとして営業者の選定及び各営業者への当初出資額について助言するにすぎない。

仮に、原告が主張するとおり被告株式会社ファンドクリエーションがレジット・アルファ・インクによる投資を決定できるような立場にあったとしても、FCインベストメント・リミテッドの法人格を否認する根拠にはならないのである。

8. 以上のとおり、FCインベストメント・リミテッドの法人格を否認して被告株式会社ファンドクリエーションに連帯責任を求める根拠は全くないので、その余について判断するまでもなく被告株式会社ファンドクリエーションに対する請求は棄却されるべきである。

## 第2. 原告の準備書面(3)の「第4 ファンドクリエーションの責任」に対する反論

1. (1) 被告株式会社ファンドクリエーションは、答弁書の「第2.3」において、管理会社が目論見書のどのような記載からいかなる内容の管理義務を負っているのか、明らかにするよう求めたが、原告は釈明に応じることなく「目論見書に記載されている通りに管理する義務を負い」という主張を繰り返している。

他方で原告は「目論見書においても、FCインベストメントの行う実質的な実施的業務は記載されていない。」(原告の準備書面(2)の第2.3.③)と主張しているのであるから、目論見書においてFCインベストメント・リミテッドの具体的な管理義務が定められていないことを認めているのである。

即ち、債務不履行責任を迫及する前提として「債務」の内容を特定することができないのであるから、原告の主張は失当である。

なお、目論見書の32頁には「このように、ファンドの収益性の向上のためには、ファンドの管理会社以外の者の能力、経験およびノウハウによるところが大きいと考えられますが、これらの者に対しては、必ずしも管理会社の管理監督が及ばず、これらの者が業務遂行に必要な人的、財政的基盤を常に維持できるとの保証は存しません。」との記載があり、管理会社であるというだけでファンドに関して包括的な管理義務を負っていないことも明らかである。

(2) 目論見書の46頁の「7. (1) .①. (1)」の記載から明らかなとおり、ファンドの純資産額は計算日において、受託会社(HSBCトラステイリミテッド)により、直前の評価日の東京市場の営業終了時の数値をもって日本円で決定されるのであり、ファンドの純資産額は管理会社が決定するものではない。

原告が主張している請求目論見書7頁には、レジット・アルファ・インクと匿名組合契約を締結した相手方である営業者の保有資産のうち、不動産信託の受益権の評価方法が記載されているが、管理会社は営業者が保有する不動産信託の受益権の評価に関与していない。

2. (1) 原告は、金商法違反事由として(ア)不動産の受益権の時価の算出方法という重要な事項について、目論見書に突然一方的に変更される場合があり得る旨の記載がないこと、(イ)分配金という重要な事項について、目論見書に違反する算出方法が採用される場合があり得る旨の記載がないこと(ロ)目論見書には「借入比率」という、ファンドの運用状況を理解する上で非常に重要な指標について虚儀記載があること、を主張している。
- (2) 原告は、不動産信託の受益権の評価方法が変更された旨主張しているが、収益還元法に基づく評価方法からほかの評価方法に変更された事実はない。収益還元法に基づいて評価していることに変わりがなく、多額の買戻し請求が行われた場合などの合理的な理由がある場合に収益還元法に基づく評

価額に修正を加えているにすぎない。

目論見書の36頁から37頁にかけて「同じ物件について鑑定を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法、調査方法または調査時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。」との記載があるとおりの鑑定評価の方法が修正される場合があることはリスク要因として告知されている。

- (3) 目論見書の30頁の「④」には「ファンドの分配金の額は、管理会社はその裁量により決定します。」と記載されており、不動産収益から費用を差し引いた額を分配金としなければならない、という定めはない。
- (4) FCインベストメント・リミテッドは、受益証券の発行により集めた資金をレジット・アルファ・インクが発行する社債に投資しているが、社債に投資するにあたり、レジット不動産証券投資信託が金融機関から金銭を借入れた事実はない。即ち、ファンド自体の借入比率はゼロパーセントであり、虚偽記載はない。

原告が主張している借入比率は、不動産関連資産を保有している営業者の借入比率のことであり、目論見書の34頁には「各営業者およびジェネラル・パートナーは、投資および取引行為に際し、金銭を借り入れることができます。ファンドにある借入は、その純資産価額の10%までに制限されていますが、管理会社も受託会社も、各営業者またはリミテッド・パートナーシップによる借入および債務負担などの投資活動をコントロールする法的な権限を有していません。このような借入が行われた場合、本件社債の元本、利息の支払およびファンドのパフォーマンスにつき全般的なリスクの増加を伴います。」と記載されている。

即ち、原告の主張は、営業者の借入比率をファンドの借入比率と誤解したことによる主張であり、主張自体失当である。

以上